

## 福岡県在宅難病患者レスパイト入院事業実施要綱

## (目的)

第1条 福岡県在宅難病患者レスパイト入院事業（以下「事業」という。）は、在宅で人工呼吸器（非侵襲的陽圧換気法（鼻マスク式）を含む）又は補助人工心臓を使用する難病の患者が、家族等の介護者の病気治療や休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、一時入院することが可能な病床を確保することにより、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次のとおりとする。

## (1) 福岡県難病医療連絡協議会

福岡県難病医療連絡協議会（以下「協議会」という。）とは、福岡県難病医療提供体制整備事業実施要綱（以下、「体制整備要綱」という。）第3条（1）1）アで規定される組織をいう。

## (2) 難病診療連携拠点病院

難病診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）とは、体制整備要綱第3条（2）1）で規定される役割を担う病院をいう。

## (3) 難病基幹協力病院

難病基幹協力病院とは、体制整備要綱第3条（2）2）で規定される役割を担う病院をいう。

## (4) 難病一般協力病院・診療所

難病一般協力病院・診療所（以下「協力病院等」という。）とは、体制整備要綱第3条（2）3）で規定される役割を担う病院・診療所をいう。

## (実施主体)

第3条 実施主体は、福岡県（以下「県」という。）とする。

## (対象患者)

第4条 この事業の対象患者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、（2）に相当する状態にあり、レスパイト入院が必要であると知事が特に認めた場合は、この限りでない。

## (1) 福岡県に住所を有する者

(2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者のうち、在宅療養中で人工呼吸器（非侵襲的陽圧換気法を含む）又

は補助人工心臓を使用する者

- (3) 家族その他の在宅における介護者の病気治療や休息（レスパイト）、出産又は冠婚葬祭への出席等の理由により、必要な介護が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある者

#### (実施方法)

第5条 この事業の対象となるレスパイト入院は、拠点病院、難病基幹協力病院、協力病院等（以下「受入病院等」という。）において行う。

- 2 受入病院等は、知事からの受け入れ要請に基づき、第4条に定める対象患者のレスパイト入院を受け入れる。
- 3 知事は、前項に規定する受入病院等が受け入れたレスパイト入院に対して、請求に基づき、対象患者のレスパイト入院1人1日につき19,270円を受入病院等に支払うものとし、受入病院等の長は、これを対象患者の容態に応じた受入体制や環境の整備に係る費用に充当するものとする。

#### (入院の決定)

第6条 第4条の規定に該当し、レスパイト入院を希望する者又はその家族は、在宅難病患者レスパイト入院事業申請書（様式第1号）により、難病医療連絡協議会を経由して知事に申請する。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査してレスパイト入院の適否を決定し、在宅難病患者レスパイト入院承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。
- 3 知事は、入院が適当であると決定したときは、体制整備要綱第3条（2）に規定する難病診療連携コーディネーターや難病診療カウンセラーの調整を経て受入病院等を決定し、在宅難病患者レスパイト入院決定通知書（様式第3号）により受入病院等の長に通知する。
- 4 前2項に規定する手続きは、家族等の介護者の状況に鑑み緊急性が極めて高いと知事が認めたときは、口頭で行うことができる。この場合においては、事後速やかにこれらの手続きを文書で行うものとする。

#### (入院の期間および回数)

第7条 本事業の対象となるレスパイト入院の期間は、知事が指定した日から14日以内とし、同一年度において対象患者1人あたり2回の入院を限度とする。ただし、年度を越えてレスパイト入院する場合における翌年度に係る入院期間は当該回数に算入しない。

(入院)

第8条 受入病院等の長は、知事から、在宅難病患者レスパイト入院決定通知書(様式第3号)が送付されたときは、対象患者の入院受け入れを行うものとする。

(退院)

第9条 受入病院等の長は、患者が退院したときは、在宅難病患者レスパイト入院患者退院報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告するものとする。

2 受入病院等の長は、レスパイト入院患者の退院後、知事に対し、第5条第3項に定める請求を行うことができる。

(移送)

第10条 患者の移送については、申請者の責任において行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行し、平成24年4月1日以降のレスパイト入院に適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月3日から施行する。ただし、第5条第3項及び第6条第3項の規定は平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から施行し、平成27年1月1日以降のレスパイト入院に適用する。ただし、第5条第3項の規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月23日から施行する。ただし、第5条第3項の規定は令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。